

日本国環境省とミャンマー連邦共和国天然資源環境保全省の間の環境分野での協力に関する
協力覚書
(仮訳)

日本国環境省とミャンマー連邦共和国天然資源環境保全省(以下、個々を指す場合は「一方」、双方を指す場合は「両者」という。)は、

両者間での友好関係や戦略的パートナーシップの一層の強化を望み、
両者間の既存の友好関係を強化することを希望し、
環境保全と自然保護に関する協力をさらに展開することを考慮し、
持続可能な開発の目標に向かって行動することを確信し、
持続可能な開発の一環として、環境上よりよい天然資源の管理を推進するための協調した努力の重要性を認識し、
環境分野におけるより緊密かつ長期的な協力と協力対話の深化を決意し、
各国の法令及び規制に従い、
次の認識に達した。

第1項 目的

この協力覚書(以下「協力覚書」と言う)の目的は、環境分野における相互協力を強化、促進、発展し、パリ協定との迅速かつ順調な実施ための行動と持続可能な開発目標の重要性を再確認することである。

第2項 解釈

この協力覚書は両者の更なる協力のためにとられるべき一般的な施策について述べるものである。

第3項 協力の範囲

協力の範囲は以下の分野からなる。

1. 大気汚染の防止
2. 水質管理
3. 気候変動、オゾン層の保護
4. エコツーリズムの開発を含む生物多様性保全
5. 廃棄物管理
6. 環境教育及び普及啓発
7. 環境影響評価
8. 双方の決定に基づく上記以外の分野

第4項 協力の形態

両者は第1項の目的を達成するため、両者が準備した資金の範囲内で、以下を含む適切な形態により、協力を奨励及び促進する。

1. シニアレベルによる定期的な政策対話を開催、及び両者の権限を有する代表者を含めた合同会議の参加者による協議の実施
2. 研修を含む情報と専門知識の交換、及び
3. その他の相互に決定した形態

第5項 フォーカル・ポイント

両者はこの協力覚書の実施のため、フォーカル・ポイントを指名する。日本国環境省のフォーカル・ポイントは、地球環境局国際連携課国際協力・環境インフラ戦略室とする。ミャンマー国天然資源環境保全省のフォーカル・ポイントは、環境保全局とする。

第6項 知的財産権

この協力覚書に基づく活動の実施により生じた知的財産についてはすべて、各国の法令及び規制に従い行使される。書面による各国の所管部署の事前許諾がない場合は、何れの国も成果物の使用はできない。

第7項 責務

この協力覚書は、両者が加盟する国際条約、議定書、計画及び合意によって派生する権利や責務に影響を及ぼさない。

第8項 紛争の解決

この協力覚書の解釈または協力の実施から生じる両者の紛争はすべて、両者間の協議または交渉を通じて友好的に解決されるものとする。

第9項 変更

協力の範囲は、両者の相互の書面による同意により、いつでも変更できる。
変更日は両者が決めた日とする。

第10項 発効、期間、終了、及び延長

1. この協力覚書に基づく協力は、署名の日から発効する。
2. この協力覚書に基づく協力は、3年間継続し、両者の書面による相互合意により延長でき、ま

たは、一方が意図した終了日の少なくとも6カ月前までに書面により通告した場合には終了できる。

3. この協力覚書に基づく協力の終了は、その時点で継続中の全てのプロジェクトや活動について、これらのプロジェクトや活動の終了まで影響を及ぼさない。

以上は、この協力覚書で示される事項について両者の間で達した認識を表している。

2018年8月20日に英語による本書2通に署名した。

日本国環境省
伊藤忠彦
環境副大臣

ミャンマー連邦共和国天然資源環境保全省
オン・ウィン
大臣